

(写)

高松市告示第473号

次の者については、住所等が不明のため、書類の送達が不能になったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8年 8月27日

高松市長 大 西 秀 人

1 送達を受けるべき者の氏名

L I W A G J U L I E A N N E M A T I B A G

2 送達書類

差押調書（謄本）1通、配当計算書（謄本）1通